

議案第 9 2 号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 1 号を第 1 2 号とし、第 7 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 災害応急対策派遣手当

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(災害応急対策派遣手当)

第 9 条 災害応急対策派遣手当は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した本市の区域以外の地域（南足柄市並びに足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の区域を除く。）に派遣され、災害応急対策のための業務に従事した消防吏員（当該地域を管轄する他の地方公共団体に派遣され、当該地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）に支給する。

2 災害応急対策派遣手当の額は、日額 1, 6 8 0 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

災害が発生した本市の区域以外の地域に派遣され、災害応急対策のための業務に従事する消防吏員に対して災害応急対策派遣手当を支給するため提案するものであります。